

8月 2011 のアーカイブ

赤と桃色のネパール

マオイスト政権の赤色ネパールは、また「女」大好きな桃色ネパールでもある。「ネパール共産党―毛沢東派」や「ネパール共産党―統一マルクス・レーニン主義派」が街頭やキャンパスを赤旗で埋め尽くせば、資本主義は、負けてはならじと、半裸女性を繰り出し、メディアや催事場をピンクに染め上げる。赤か桃色か、面白い国だ。



マオイスト・メーデー

(eKantipur)

1

先日、ネパールは、マオイストのバタライ副議長を首相に選出し、国政を赤化した。これに対し、資本主義は「ミスネパール」を押し立て、ピンクの泡で共産主義を包み込み、取り込もうとする。

ミスコンテスト(ミスコン)が、女性の商品化であり、ケシカランものであることは、先進資本主義国ではもはや常識となっている。資本主義は、この先進諸国では使い古し役立たずとなったピンク兵器を、後発途上国ネパールに輸出し、赤色革命と戦わせようとしている。途上国に旧式戦車やミサイルを売りつけ、代理戦争をさせるのと同じ戦略。資本主義はなかなかしたたかだ。



中央がジョシさん

(Republica, Aug31)

2

「ミスネパール 2011」は、8月30日、カトマンズの「将校クラブ」で賑々しく開催され、ジョシ女史がめでたくネパール No1 美女の栄冠を獲得、いまは没落した資本主義本家、大英帝国の帝都ロンドンで開催される「ミスワールド」大会に出席することになった。

「ミスネパール」の正式名称は「ラックス・ミスネパール」であり、スポンサーは「女」をメシのタネとする世界企業ユニリーバ。しかも「ネパール・ユニリーバ」はインド企業の子会社だ。つまり――

ユニリーバ本社(英蘭帝国主義)→インド系列企業(印大国主義)→ネパール・ユニリーバ(半植民地的買弁資本主義)→ネパール女性

という、国際資本による途上国女性搾取構造になっているわけだ。



昨年度ミスネパール（ミ

スネパール HP)

3

ネパール・マオイストは、なぜ怒らないのだ！ 政権を奪取し、世界最高峰エベレストに赤旗を立て、世界革命を先導すると、バブラム・バタライ同志は繰り返し高らかに宣言してきたではないか。

マオイスト人民解放軍は、女性解放の世界モデル。女性兵士が40%を占め、男性兵士と同等以上に勇敢に戦い、半封建的・半植民地的旧体制をみごと打倒した。女性なくしてマオイストはなく、人民戦争勝利はなかった。そのマオイスト女性兵士たちは、「女」を売り物とする「ミスコン」のために解放戦争を戦ってきたのか！

4

ネパール・マオイストは、「ミスコン」などといった中古武器で懐柔されるほど柔ではないはずだ。

マオイスト女性のトップ・リーダーは、いうまでもなくヒシラ・ヤミ同志。そう、バラタイ首相の妻だ。

ヤミ同志は、かつて「ミスコン」粉碎の急先鋒だったはずだ。それなのに、革命に勝利し首相閣下夫人に収まり、ラックスを使い始めたら、ピンクのバブルに包まれ、うっとり夢見心地となり、「やっぱり、女はラックスね」ということになってしまったのだろうか？

ヒシラ・ヤミ同志よ、夫バブラム・バタライ同志とともに、いまこそ「ミスネパール」粉碎に立ち上がるべき秋ではないのか！

- 2010/08/09 [ミスコンに籠絡されたマオイスト](#)
- 2008/02/19 [エベレスト山頂の赤旗](#)
- 2011/05/03 [エベレストに赤旗、プラチャンダ議長ご令息](#)

谷川昌幸(C)

2011/08/31 11:48

カテゴリー: [マオイスト](#), [文化](#), [人権](#)

タグ: [ミスコン](#), [Bhattarai](#), [Yami](#)

[高貴マオイスト首相と猥雑資本主義とエゴ印中](#)

1. 国産公用車採用の政治的センス

バタライ首相は、やはり繊細なセンスを持っている。ネパール各紙が賞賛しているように、就任早々、首相公用車にネパール国産のムスタン・ジープを採用したのだ。

ムスタン車にはエアコンも電動窓もない。価格は120～200万ルピー。日欧高級外車だと1000万ルピーだと言うから、はるかに安い。しかも新車ではなく、内務省公用車だったものだ。（これは暫定で、首相公用ムスタン車は別に調達されるらしい。）

貧困な労働者・農民の代表には、高級外車よりも国産ジープがよく似合う。さすがインテリ政治家バタライ首相，人民の心情の機微をよく心得ている。このムスタン車で制憲議会に乗り付ければ，ピカピカ高級外車にふんぞり返って乗ってくる他の大臣や他党有力者たちは，面目を失うにちがいない。

特にバタライ首相にお願いしたいのは，ムスタン車で，制憲議会のお隣や国内各所にある国連関連施設や NGO 事務所を足繁く訪問すること。国連諸機関や少なからぬ NGO が，ピカピカの高級外車を乗り回し，いたるところで人民の輦蹙を買っている。外人観光客の 1 人にすぎない私ですら，庶民を蹴散らし我が物顔に走り回る国連や NGO のピカピカ四駆に怒り心頭に発し，石でも投げつけてやろうと思ったほどだ。

もともと，私個人としては，首相になったとたん豪華巨大ベッドを搬入させたプラチャンダ議長，UNMIN に人民解放軍 3 万とふっかけ認めさせた，凄いだらう，と自慢したプラチャンダ議長の方が好きだが。

2. 矮小猥雑な資本主義

この高貴マオイスト首相に対し，資本主義はなんたる矮小，猥雑なことか！ この写真をご覧ください。愛国マオイスト首相の国産ムスタン車の下に，資本主義はエロっぽい下着広告を出している。

PM Bhattarai prefers Mustang over luxury car



KATHMANDU, AUG 29 -

Departing from the tradition of choosing luxurious vehicles, newly appointed Prime Minister Baburam Bhattarai has opted to ride a made-in Nepal vehicle. He can now be seen riding a 'Mustang' jeep.

The provision was made after Bhattarai asked for a 'Mustang' vehicle after his prime ministerial post was confirmed. Bhattarai arrived at Singha Durbar in his new 'Mustang' van, to take charge of his new office, after being sworn in as the new prime minister.

The vehicle was first brought at the Home Ministry and later it was taken to the president's residence at Shital Niwas, where Bhattarai took oath. Huge crowd gathered to admire Bhattarai's 'unique choice' wherever it went.

'Mustang' is a very economical choice by the new prime minister. It does not cost arms and legs like the other vehicles that the dignitaries usually opt for. It has been viewed as a reflection of Bhattarai's simplicity. The vehicle neither has Air Conditioner fitted in nor an automated window screen.

'Mustang' is the first vehicle to be made in Nepal. It is produced by Hulas Motors. The parts are imported from India



もちろん、アクセス連動広告で、ネパールだけでなくインドでもどこでも、日本からアクセスすると、この種の広告が出る。また、下着広告がイケナイとか、色事はケシカランというわけではない。要は TPO、広告を出す場が問題なのだ。

資本主義打倒、共産主義革命を唱え、選挙で第一党となり、いま首相となった人物を褒め称える記事の下に、資本主義は下着広告しか出せない。資本主義は、要するに、政治よりも性治(性事)、理念よりもエロ、正義よりもカネなのだ。

こんなバカなことをやっていると、マオイストの思うつぼ、資本主義はエロもろとも高貴な共産主義に打倒されてしまうだろう。

3. インドは大歓迎

その高貴バタライ首相は、パワーポリティックス(権力政治)の観点からも、特にインドにより歓迎されている。昨日は、当てずっぽうに、インドがバタライを支援したのではないかと書いたが、インドのネパール学の権威、SD・ムニ教授も次のように語っている。

「インドは、マデシ諸グループをバタライ支持に回らせ、バタライを当選させた。これは賢明な判断だった。」(ekantipur, Aug29)

また、インド「テレグラフ」(Aug29)も、バタライ首相は連立相手のマデシ(タライ)諸政党に有力ポストをいくつか割り振ることは間違いないから、彼らを通して印ネ関係が緊密化するだろう、と分析している。事実、すでに副首相・内務大臣には、マデシ人権フォーラム民主派 (MJF-D) 議長の BK・ガッチャダルが指名され就任宣誓をした。

もちろん、バタライ首相は、インドにとってはベストではなくベターな選択にすぎない。「テレグラフ」記事でも、インドはマオイスト政権の左傾化、とくに人民解放軍 (PLA) の国軍統合を強く警戒している。マオイストの思い通り PLA を統合すれば、共産主義思想教育を受け、米印支援の国軍と 10 年間も戦い抜き勝利した彼らが、国軍を乗っ取ってしまう。これをインドはなによりも恐れているのである。

4. 印中の狭間のバタライ首相

バタライ首相は、インドにとってはベターな選択にすぎないにせよ、とりあえずはインドの支援を期待できる。

しかし、ここがネパール政治の難しいところで、バタライ首相がインドに接近すれば、王党派、UMLばかりかマオイスト内急進派(バイダ副議長)や中間派(プラチャンダ議長)も、インドの手先(Agent)、インドの傀儡として、首相攻撃を仕掛ける。

そして、そこに中国が応援団として介入し、巧妙に反印感情を煽る。バタライが訪印すれば、プラチャンダは訪中する。インドが銃砲を売り込めば、中国は「特車」を援助するだろう。

ネパール政治は、つねに印中の権力闘争の中で翻弄されており、安定化はきわめて難しい。民主主義による統治は不可能とさえ思われるほどだ。もし政権短命が続き、結局、王族か軍によるクーデターとなるなら、その責任の大半は、ネパールの政治家というよりは、むしろ印中の大国主義エゴイズムにあると言ってよいだろう。

谷川昌幸(C)

2011/08/30 13:23

カテゴリー: [インド](#), [マオイスト](#), [外交](#), [政治](#), [民主主義](#), [中国](#)

タグ: [Bhattarai](#), [MJF](#), [Muni](#), [権力政治](#)

[バタライ首相とタライとインド](#)

印中両国が、バブラム・バタライ首相に当選の祝意を表明した。他国であれば外交辞令にすぎないが、両国の場合、それに留まらない生臭さがつきまとう。

1

新聞の扱いは、当然ながら、マンモハン・シン印首相の方が圧倒的に大きい。それによると、シン首相は、当選直後に直接電話し、バタライ氏の首相当選を祝う一方、直ちに公式書簡を送り、訪印を要請した。

中国駐ネ大使も、もちろん日曜夕方、バタライ氏を訪問し、祝意を表明したが、新聞の扱いは小さい。訪中要請もなかったようだ。

2

バブラム・バタライ氏は、マオイストの知恵袋、マオイスト主要文書の作成の多くに関わっている。「マオイスト・イデオログ、バブラム・バタライ」。

その一方、バタライ首相の知的バックグラウンドはインドにあり、マオイスト内では穏健派のリーダーである。というよりも、プラチャンダ議長派とバタライ派は、もともと別のグループであったのが、反国王闘争のため合流していまの「ネパール共産党毛沢東派」となったのだ。

合流後、バタライ派は地上の合法闘争(選挙など)、急進派は地下の非合法闘争を分担したが、これは単なる戦術というよりは、両派の本質的な立場の違いとみてよいだろう。1996年2月人民戦争が始まると、バタライ氏は急進派に攻撃され、一時は「肅正」寸前まで追い詰められた。それくらい、バタライ首相は筋金入りの「穏健派」「修正主義者」なのだ。

3

政治家としての魅力は、プラチャンダ議長がずば抜けている。天性の明るさ、愛嬌と、ドスの利いた胆力。人民に恐れられ愛されている。巨木をも倒す(事実、倒した)オノのような政治力を持つ人物だ。

これと対照的に、バタライ首相(マオイスト副議長)は、カミソリのような鋭さをもつインテリ政治家である。蛮勇を求められる革命期よりも、むしろ平和再建期に向いている。その反面、オノの剛胆はないので、政治的にぶれ、折衷的となり、挫折する恐れもある。

4

バタライ首相は、マナスル山麓ゴルカ出身のブラーマン、妻のヒシラ・ヤミ中央執行委員会委員はカトマンズのネワールであり、ともに旧体制の支配身分。丘陵地による南部タライ支配の、支配者側に属する。ところが、そのバタライ氏が、今回はインド国境沿いのタライを地盤とするマデシ連合の支持を得て、首相に当選した。

タライは、広大な平地であり、近年、人口と産業が急成長している。インド文化・経済圏内である。

このタライは、長期にわたり、カトマンズを中心とする丘陵地権力に支配搾取されてきた。しかし、近い将来、これが逆転し、タライがネパール経済の中心とな

り、そしてそれとともに政治の中心もタライに移ることは、まず間違いない。ネパールのインド化である。

タライ(マデシ)諸政党は、すでに議会議席や公務員の人口比割り当てを要求し、国軍についてもマデシ部隊採用を要求している。

マオイストも、こうした共同体的(コミューナル)要求を全面的に受け入れ、「包摂参加民主主義」を原則とする新憲法案を発表している。

5

この状況下で、バタライ副議長がマデシ連合の要求を呑み、首相に当選したことの意味は深甚だ。インドがバタライ支持に回り、あれこれ働きかけたのではないだろうか？

■バタライ首相の学んだネルー大学は、いまも共産主義運動の拠点の一つ。

2010/03/11 [社会主義健在：ネルー大学](#)

■バタライ首相出身地ゴルカ。

2009/03/21 [ゴルカの落差と格差：美少女の不幸](#)

2009/03/21 [ゴルカのキリスト教とイスラム教](#)

2009/03/21 [ゴルカのマオイスト](#)

■ヒシラ・ヤミ中央執行委員(バタライ首相夫人)

2007/07/02 [パルパティ同志，ヒシラ・ヤミ\(1\)](#)

■広大肥沃なタライ。

2008/09/20 [タライの魚釣り少年たち](#)

2008/09/15 [タライの豊かさと貧しさ](#)

谷川昌幸(C)

2011/08/29 11:33

カテゴリー: [インド](#), [マオイスト](#), [民族](#)

タグ: [Bhattarai](#), [Gorkha](#), [Madhesi](#), [Prachanda](#), [Tarai](#), [Yami](#)

[制憲議会，マオイスト首相選出へ](#)

ネパール首相選挙は、28日午後投票が行われており、マオイストのバブラム・バタライ副議長が、マデシ連合の支持を得ることに成功し、当選の見込みだ。

ただし、もし कांग्रेस と UML が完全野党の立場に立つことになると、議会運営は難しくなる。票がどのように分かれるか、注目していきたい。

【速報】バタライ首相選出

制憲議会は、28日午後、投票により、Baburam Bhattarai 統一ネパール共産党毛沢東派副議長（57歳）を第35代首相に選出した。

■投票総数：575，欠席：19

- バタライ(統一共産党毛沢東派)：340 [マオイスト，マデシ連合，他]
- ポウデル(会議派)：235 [NC，UML，RPP，他]

(注)改正議会規則により、「白票」禁止。

谷川昌幸(C)

2011/08/28 20:15

カテゴリー: [マオイスト](#), [政治](#)

タグ: [Bhattarai](#), [制憲議会](#)

ネパール政党政治に学ぶ

日本はこれまで、上から目線で、「ネパール民主化支援」などと偉そうなことを言ってきたが、これはたいへんな思い違いであったかもしれない。

この写真は、The Himalayan(2011.8.27)のトップページ。菅首相が惨めな弱々しい姿で頭を下げている。その横には、ネパール諸政党の堂々たる首相選挙記事が出ている。まるで、菅首相がネパール政党政治に頭を下げているようだ。



NC to announce 11-point action plan on peace, statute
KATHMANDU. Nepal Congress (NC) is all ready to make public its 11-point action plan on peace and statute by conducting a press conference on Saturday afternoon ... [Full story](#)
[Updated: 2011-08-27 1:01 PM]

UML-SLMM meet inconclusive
KATHMANDU. A meeting between the CPN-UML and the Samyukta Loktantra Madhesi Morcha (SLMM) held at the parliamentary party office of the UML in Singhadurbar on ... [Full story](#)
[Updated: 2011-08-27 1:13 PM]

Paudel holding parleys to form govt under his leadership

ネパール政治に問題が多々あることは、もちろん、いうまでもない。しかし、ネパールの政治家や政党は、厳しい権力闘争から多くのことを学び、いまや矮小化した日本政党政治を追い越そうとする勢いだ。首相選も、うまくすると、明日の投票で決着がつくであろう。

キャスティングボートを握るのは、UMLとマデシ連合。日本時間27日5時の段階では、マオイストのバブラム・バタライ副議長が優勢だ。どんでん返しがない限り、バタライ首相誕生となる。日本の首相選挙より、すっきりしている。

と、これだけ褒めたのだから、バタライ副議長、あるいはポウデル議員会長が投票で首相に選出されたら、それこそ敗れた側は「健全野党」となって、某国の介入など拒否し、ネパール人民のため、平和再建に邁進していただきたい。

そうなれば、「民主主義学習ツアー」を組織し、ネパールに民主主義の実際を学びに行きたいと思っている。

谷川昌幸(C)

2011/08/27 17:34

カテゴリー: [選挙](#), [政党](#), [政治](#)

タグ: [政党政治](#)

[首相選, ネパールはバタライ vs ポウデル](#)

ネパール首相選挙に、マオイストのバブラム・バタライ副議長と kongress のラムチャンドラ・ポウデル議員会長が立候補を届け出た。立候補届出は26日締切、制憲議会での首相選挙は28日午後1時の予定。前回のようなことがなければ、日本よりも早くネパールで首相が選出される。もしそうなれば、日本は政党政治でもネパールに追い越されるわけだ。

UMLは、やはり今回は候補者を出さないようだ。ネパール政界の定石では、次はNC。UMLとマデシ系諸政党がポウデル候補を支持し、マオイストが黙認すれば、めでたくポウデル首相誕生となる。

しかし、UMLはカナル首相選出の際、マオイストに大きな借りがある。マオイストに今度はうちを支持せよといわれると、UMLも断れないだろう。結局、UMLはマオイスト支持に回るのではないか。

というわけで、今のところ、バタライ首相誕生の可能性が大だ。そして、なんといってもマオイストはダントツの最大政党だから、マオイストの協力なくして平和プロセスが進まないのも歴然たる事実。ネパール人民にとっては、マオイストに出来るだけ譲歩してもらって、政権を担当してもらうのがベターな選択であろう。

バタライ副議長はインドとの関係が深く、マオイストであっても、インドがそれほど強引に介入することもあるまい。

残る問題は、やはり、軍。軍が本気で抵抗したら、マオイスト政権は難しくなる。しかし、見落としてならないのは、ネパール軍人は英軍や国連PKOで教育されており、某国自衛隊よりもはるかに国際感覚が豊かだということだ。もし軍がそこそこの条件でマオイスト人民解放軍を受け入れる決断をすれば、ネパール和平は一気に実現する。

そして、そうなれば、バタライ博士には、ノーベル平和賞が授与されるであろう。ギリジャ・コイララ元首相よりもバタライ博士の方が、ノーベル賞にふさわしいことはいうまでもない。

【参考】制憲議会（政党別議席数は The Hindu 報道等による）
定員：601，現在の議員総数：594，首相選出に必要な過半数：298
CPN-M: 238, NC: 114, CPN-UML: 108, マデシ連合: 71, 他: 63

谷川昌幸(C)

2011/08/26 17:46

カテゴリー: [マオイスト](#), [政党](#), [政治](#)

タグ: [Battarai](#), [Poudel](#)

[中国系 NGO のルンビニ開発計画](#)

中国が、政治、経済、文化など、あらゆる分野でネパール攻勢を強めている。

1. 中国政府系チベット書店

以前、タメルに出来た中国政府系とおぼしき中国書店について書いたことがある。

▼ [中国書店](#) 2010.09.03

妙だと思ったのは私だけではないらしく、ネットにこんな記事が出ていた。

▼ [Warring Tibetan Bookstores: A Glimpse of Nepal Between Great Powers](#)

記事によると、この中国系チベット書店は、「自由チベット運動系チベット書店に対抗するため」、つまりダライ・ラマ＝チベット自由運動「支持派を切り崩すため」、宣伝としてつくられた。

この記事の著者は、3回書店に行ってみたが、店はお役所的で、「店内には1人も旅行者はいなかった」。中国筋は本や宗教のことなどどうでもよく、本当の目的は、改革開放後中国の宣伝だということである。

この記事は、1年前の私の記事と実によく似ている。書店があまりにもユニークなので、誰でも同じような印象を持つことになるのだろう。

2. ルンビニ開発計画

もう一つ、中国援助のルンビニ大開発計画も注目される。

▼ [In the land of the Buddha](#)

▼ [Lumbini as geopolitical ping pong](#)

ルンビニ開発には、丹下健三氏が関わったユネスコ計画がある。1980年完成予定だったそうだが、例のごとく完成はしていないらしい。そこに、香港のAsia Pacific Exchange Cooperation Foundation(APECF)が登場、巨額の投資話が持ち上がった。

そしてまた、ここでもやはり政治家が絡む。それも何と、われらが英雄プラチャンダ議長とそのご令息プラカシ氏だということから、あまりにも出来すぎだ。面白すぎて、今後どうなるか、ハラハラ・ドキドキ。

しかし、穏やかならぬのが、お隣のインド。ルンビニは国境のすぐそば、石を投げれば届きそうな距離だ。そこに中国が、しかもマオイストの親玉父子と組んで、大開発計画を始める。ネ印国境が、中国＝マオイスト連合軍で真っ赤に染まってしまう。

中国は、これまでもタイ方面に孔子学院などを設立し、文化攻勢をかけてきた。その目玉が、この APECF ルンビニ大開発計画になるのではないか？

心配なのは、こうした中国の政治、経済、文化にわたる大攻勢に、インド(とアメリカ)がどう対抗するかだ。ネパール政治は、つねに中印関係と連動している。首相選挙との関連にも要注意だ。

▼ [中国のネパール進出とアメリカ国益](#)

▼ [中国のネパール介入拡大](#)

谷川昌幸(C)

2011/08/19 20:07

カテゴリー: [インド](#), [経済](#), [外交](#), [文化](#), [中国](#)

タグ: [チベット](#), [ルンビニ](#), [開発](#), [Prachanda](#), [孔子学院](#)

[マオイストの憲法案\(32\)](#)

第 6 編 行政(3)

州行政

第 91 条 州行政権の行使

(1)州行政権は、州大臣評議会(内閣)にある、ただし、非常事態、中央統治の適用および州行政府不在の場合は、州知事が州行政権を行使。

(2)略

(3)州行政権執行は州政府名による。

(4)州行政権の管轄は、州リストによる。

(5)州政府命令等の認証。

第 92 条 州知事

(1)州知事は中央政府の代表。

(2)大統領は、当該州の首相の同意に基づき、州知事を指名する。

(3)州知事任期は5年。ただし、大統領は、必要な場合、任期満了以前に州知事を解任できる。

(4)州知事任期は、連続2期以内。

第93条 州知事の資格

(1)35歳以上。

(2)連邦議会議員となる資格を有すること。

第94条 州知事の解任

(1)次の場合、州知事は解任。

(a)死去。

(b)辞職願を大統領が受理。

(c)大統領が解任。

(2)州知事が空席となった場合、大統領は、次期知事指名まで、他の州知事を当該州知事に指名する。

第95条 州知事の職能と義務

(1)州知事の職能と義務

(a)州議会の招集と閉会。

(b)州議会可決法案の承認。

(c)州職員の任命。

(d)州栄誉の授与。

(e)州裁判所等で州法により科せられた刑の特赦等。

(2)州知事は、原則として、州大臣評議会の助言と承認に基づき、権限を行使。

(3)他の機関の助言による権限行使の場合、州知事は、州大臣評議会の助言と承認を必要とはしない。

第96条 州知事の就任宣誓

略

第97条 州大臣評議会の構成

(1)憲法第104条により首相を任命し、首相を議長とする州大臣評議会(内閣)を組織する。

(2)副首相，大臣，副大臣を必要に応じておく。

(3)大臣数は，州議会全議員数の 20%未満。

(4)大臣は，比例包摂参加原則に基づき，州議会議員の中から選任。

(5)首相と大臣は，全体として州議会に責任を負い，各大臣は首相と州議会に責任を負う。

(6)首相の解任

(a)死去。

(b)辞職届を知事に提出したとき。

(c)州議会議員でなくなったとき。

(d)州議会全議員の 1/4 が提出した不信任決議案が，全議員の多数により可決されたとき。

(7)大臣，副大臣および準大臣の解任

(a)辞職届を首相に提出したとき。

(b)首相解任のとき。

(c)首相の任期満了のとき。

(d)首相が解任したとき。

(8)略 [暫定内閣，暫定首相等の規定]

第 98 条 首相の任命

(1)州知事は，州議会により次の方法で選出された者を首相に任命する。

(a)州議会に議席をもつ諸政党により全会一致で提案された議員。

(b)全会一致がない場合は，州議会で 2/3 の議席をもつ党の代表。

(2)州議会が首相を選出しない場合，州知事が州議会最大政党代表を州首相に任命する。ただし，30 日以内に州議会投票により信任されなければならない。

第 99 条 副大臣と準大臣

各党の推薦に基づき，州議会議員の中から必要な副大臣と準大臣を首相が任命する。

第 100 条 報酬等

略

第 101 条 就任宣誓

略

第 102 条 州政府の業務

(1)－(2)略

第 103 条 特別自治区の行政

(1)特別自治区の行政は，州行政に準じて執行。

地区の行政

第 104 条 地区行政権の行使

(1)地区政府の行政権は，地区政府行政部にある。

(2)－(5)略

第 105 条 地区政府の行政長官と副行政長官

(1)地区政府の議長が行政長官となる。

(2)副議長をおく。

(3)議長と副議長の任期は 5 年。

(4)議長の任期は連続 2 期まで。

第 106 条 議長および副議長の選挙

(1)議長と副議長は，多数票制成人普通選挙により選出。

(2)議長と副議長の候補者を出す政党は，別の性，カーストおよび地域から候補者を出さなければならない。

第 107 条 議長および副議長の解任

(1)議長および副議長の解任

(a)-(c)略

(d)地区議会議員の 1/3 による弾劾動議が 2/3 の多数により可決されたとき。ただし，任期初年もしくは最終年，または弾劾動議否決の 1 年以内においては，弾劾動議は提出できない。

(2)-(3)略

第 108 条 地区政府の行政部の構成

(1) 構成員は、議長および副議長を含め、首都で 5-11 人、副首都および市で 5-9 人、村で 5-7 人。

(2) 議長は、比例包摂参加原則に則り、地区議会に議席をもつ政党から当該政党の推薦に基づき行政部構成員を指名する。

(3) 議長は、政党の同意に基づき、行政部の構成員を変更することが出来る。

第 109 条 地区政府の業務執行

略

第 110 条 地区政府行政部に関する他の規則

略

各階層政府の相互関係

第 111 条 連邦政府と州政府の間の紛争解決方法

(1) 紛争解決委員会の設置。

(a) 大統領もしくは副大統領、または大統領指名の大臣会議構成員(議長)

(b) 大統領が指名する連邦大臣会議構成員、2 名(委員)

(c) 紛争関係州の首相(委員)

(d) 紛争関係特別自治区の首相 / 紛争関係州の議長(委員)

(f) 法務長官(委員)

(2)-(4) 略

第 111 条 2 連邦、州および地区政府の間の紛争解決手続き

(1) 紛争解決委員会の設置

(a)-(e) 略 [第 111 条に準ずる。]

■コメント

州の知事と首相 州知事は、連邦政府の代表。州内閣の同意に基づき、大統領が任命する。州は、知事が内閣を通して統治する。つまり、州においては、議院内閣制が採られ、首相も明文規定されている。

包摂参加 包摂参加の原則は、州や地区政府にも貫徹される。州大臣や地区政府要職は、各党に比例配分され、地区政府の議長と副議長も別の社会属性をもつものでなければならない。

少数派拒否権 州や他の自治体でも、全党参加が理想とされ、それが無理な場合は2/3多数決が多用される。逆に言えば、少数派の拒否権である。

多党競争制民主主義を唱えながら、全党参加を求めるのは、矛盾である。多党競争の大前提である野党の固有の存在意義が無視されている。政党は、政権に入るか、それがいやなら少数派拒否権を武器にしてごねる。

これは健全な政党政治でも議会制民主主義でもない。いわゆる「人民民主主義」の一種である。

谷川昌幸(C)

2011/08/18 21:39

カテゴリー: [マオイスト](#), [憲法](#)

タグ: [連邦制](#), [自治区](#), [議院内閣制](#), [包摂参加民主主義](#), [州](#)

次期首相，デウバかバタライか？

カナル首相 (UML)の辞任(8月15日)に伴い、次期首相をめぐる駆け引きが激しくなってきた。

1. デウバ元首相 (NC)

政権たらい回しのネパール政界鉄則からいえば、コイララ(NC)→プラチャンダ(M)→MK・ネパール (UML)→カナル (UML+M)の次は、当然、 kongressとなる。

そこで kongressは16日、SB・デウバ元首相を首相候補とし、挙国政府樹立を目指すことになった。

しかし、これには、ヤダブ大統領指定の21日までに挙国政府合意成立が条件となっており、結局、反故となる可能性が高い。NC内も、派閥争いでテンデンばらばら。議会多数決となれば、パウデル副議長(議員団長)に投票ということもあり得る。

2. バタライ副議長(マオイスト)

マオイストも16日、バブラム・バタライ副議長を挙国政府の首相候補とすることを確認した。

バタライ副議長は、挙国政府合意成立を要求しているが、党としては、挙国政府合意が出来なくても、バタライ候補を推す考えだ。この場合、マオイスト主導連立政権となる。

マオイストは、議会ダントツ第1党であり、バタライ副議長も知性派として知られ、マオイスト外でも人気は高い。バタライ首相の可能性は大いにある。

3. UML?

UMLは、まだよく分からない。マオイストとNCの取引が不調となれば、ポカレル書記長か他の誰かが再びマオイストの支持で首相となる可能性はある。UML内はNC以上にバラバラ。マオイストにとっては、NC以上に手を突っ込みやすい状況だからだ。

4. カナル暫定首相継続

挙国政府合意も、議会多数派工作も失敗した場合、MK・ネパール首相辞任後と同様、カナル暫定首相が、当分、続くことになる。

火を落とした風呂のような状態だが、暫定首相でも、既得権益維持派にとっては、取り立てて不都合はなかったのだから、これも名案ではある。

谷川昌幸(C)

2011/08/17 11:00

カテゴリー: [マオイスト](#), [政党](#), [政治](#)

タグ: [Bhattarai](#), [Deuba](#), [NC](#), [Paudel](#), [UML](#)

[マオイストの憲法案\(32\)](#)

第6編 行政(2)

第80条 就任宣誓

(1)(2)(3) 略

第81条 報酬等

略

第 82 条 大臣会議の構成

(1)大統領は、自らを議長とする大臣会議(内閣)を組織する。大統領は、比例包摂参加原則に基づき、政党議席占有率に応じた数の大臣を各党の議会議員から選任する。ただし、連邦議会議席占有率 5%未満の政党から選任する必要はない。

(2)大統領は、(1)による大臣選任に当たっては、当該政党議会指導者に諮問し推薦を得る。

第 83 条 大臣会議の構成員数

議会の全議員数の 10%以内。

第 84 条 大臣の解任

(1)以下の場合、大臣は解任

(a)死去。

(b)辞職願を大統領に提出。

(c)連邦議会議員でなくなったとき。

(d)推薦政党がリコールしたとき。

(e)大統領による解任動議を議会が多数により可決したとき。

(f)議会全議員の 1/4 による不信任動議が議会全議員の 2/3 の多数により可決されたとき。

(g)推薦政党の同意を得て大統領が解任したとき。

説明：本条の「大臣」には、副大臣と準大臣も含まれる。

第 85 条 大臣会議の議決手続き

合意による。ただし、合意が得られないときは、多数決による。

第 86 条 大臣の責任

大臣は個別に大統領に対して責任を負い、全体として大統領および議会に対して責任を負う。

第 87 条 副大臣と準大臣

大統領は、第 83 条に定める人数制限内で、副大臣(state minister)と準大臣(assistant minister)を指名する。

第 88 条 報酬等

略

第 89 条 就任宣誓

略

第 90 条 ネパール政府の業務遂行

(1)(2) 略

■コメント

大統領補佐内閣 マオイスト案で興味深いのは、首相を明文規定しないこと。大統領が直接各大臣を選任し、自らが大臣会議（内閣）議長となる。当然、各大臣は大統領に対し責任を負い、大統領により解任される。

首相は、憲法に規定がなくても、慣行により主席大臣、筆頭大臣を置き、首相として扱うことは可能であろうが、それでも成文憲法に首相規定がある場合に比べ、首相権限が不明確、不安定になることは間違いない。

インド憲法では、「大統領を補佐する大臣会議」と、その長としての首相が規定されている。形式的には大統領制であるが、大統領の実権は弱く、実際にはインドは首相が行政権を行使する議院内閣制である。

一方、アメリカの大統領顧問団(内閣)の閣僚(長官)は、大統領の指名と上院の承認によって選任され、大統領に対して責任を負う。閣僚は、議会議員を兼務できない。

マオイスト憲法案の大統領制は、米印いずれの大統領制でもない。

政党代理大臣 また、マオイスト憲法案の大原則、比例包摂参加原則は、大臣選任に当たっても貫徹される。大臣は、各政党の議席占有率に比例して各党に配分され、政党の同意を得て任免される。

こうしたことは、政党政治においては、実際には政治判断として行われることも少なくないが、だからといってそれを憲法に明文規定してしまうと、個々の大臣の自由がなくなり、各政党の単なる代理人となってしまう。しかも、各党比例配分だから、内閣の裁量の余地が少なくなり、内閣として何も決められず、適切な行政権の行使が出来なくなる。また、たとえば小政党でも大臣リコールでいつでも抵抗でき、政権の安定はきわめて困難となってしまう。

マオイスト案は、大統領制と議院内閣制の悪いところを、包摂参加民主主義を媒介として合成したような規定となっている。

谷川昌幸(C)

2011/08/16 12:38

カテゴリー: [マオイスト](#), [憲法](#)

タグ: [議院内閣制](#), [包摂参加民主主義](#), [大統領制](#)

カナル首相辞任, 暫定首相へ

カナル首相が 14 日夜, ヤダブ大統領に辞表を提出した。首相は, 13 日までに挙国政府合意が出来なければ辞任すると明言していた。結局, 挙国政府合意は出来ず, 期限の 1 日後, 辞任することになった。制憲議会での辞任表明は 15 日の予定。

1. マオイスト票で首相当選

カナル首相は, 統一共産党 (UML) 議長だが, [首相選出は, マオイストの支持による。](#)

2月4日の首相選の得票は, カナル 365, ポウデル (NC) 122, ガチャダル (MJF) 67 で, カナルの圧勝。しかし, その 365 票の内訳は, マオイスト 237, UML 106, 他 25 であり, マオイスト票で首相に当選したことは明白。困難は当初から予想されていたことであり, その割には, よく頑張ったと言ってよい。

2. 次期首相とマオイスト

次の首相は, 誰か? これは極言すれば, マオイストが誰を次の首相として認めるか, ということである。制憲議会議席の 40% 弱を握っているのだから, 当然だ。

プラチャンダ議長 議会制民主主義の常識から言えば, マオイスト党首が首相となるべきである。しかし, プラチャンダ議長の場合, すでに一度首相 (2008.8-2009.5) となっており, しかも宿敵の国軍=インドの強力な介入で挫折し, [2009年5月政権を放り投げた前歴がある。](#)

プラチャンダ議長は, 抜群のカリスマ性があり, NC, UML, 軍, そしてインドも警戒している。したがって, いまはプラチャンダ議長の首相選出は難しいであろう。

バタライ副議長 マオイスト内の最有力首相候補は, バブラム・バタライ副議長である。マオイスト内穏健派であり, 反マオイスト派にも受けはよい。

しかし、その反面、マオイスト急進派からは、親インドとか、ブルジョア的とか、批判されている。マオイストの実力部隊は急進派が握っており、急進派を無視してバタライ副議長を首相とすることも難しい。

マオイスト中間派・NC・UML とすると、マオイストは、プラチャンダ議長やバタライ副議長のような大物ではなく、もう少し抵抗のない穏健中間派を首相とするか、さもないければNCかUMLの誰かを首相とすることになる。

マオイストと既得権益 いずれにせよ、制憲議会の4割弱を握るマオイストにとって、焦る必要はない。何もせず、じっとしていても、権益はマオイストに流れ込む。

ただし、あまり露骨にやると、駐屯地（cantonment）で不自由な生活を強いられている人民解放軍や、米帝ネオ・リベによる生活苦にあえぐ農民・労働者の反発を招く。彼らこそが、マオイストの実力部隊であり、急進派の支持基盤だ。したがって、既得権益維持路線も、いつまでも維持しきれない。やはり、首相選出への努力姿勢を見せ、いつかは首相を選ばなければならない。

3. 押しつけ暫定憲法

首相選出難航は、現行暫定憲法の欠陥によるところも大きい。現在の2007年暫定憲法体制は、包摂参加民主主義を原則としている。西洋先進諸国の観念理論家たちが、自国でも実現不可能なようなピカピカの最新憲法理論や民主主義理論をネパールに押しつけ、2007年暫定憲法をつくらせた。押しつけ憲法だ。

西洋諸国の観念理論家たちは、国連諸機関とグルになり、ネパールを新理論の実験台として利用している。面白いであろう。しかし、何も決められない観念的包摂参加民主主義を押しつけられた後発開発途上国ネパールは、たまったものではない。

悪いのは、ネパール人民でも政治家でも政党でもない。偉そうにお節介介入し、ネパール国家を生体実験している西洋先進国である。

4. 暫定首相

とにかく、現行2007年暫定憲法では、重要なことは超民主主義的な方法で決めることになっており、つまり何も決められない。次期首相も、前回以上にいつまでたっても決められない恐れがある。

前首相の MK・ネパール氏は、2010年6月辞任から2011年2月まで、暫定首相を務めた。その間、新首相選出選挙を17回(世界新記録)もやり、ようやくカナル氏を選出し、暫定首相を辞任したのだ。

同じことが、カナル首相にも起こるかもしれない。最大政党マオイストは、べつに急いで新首相を選出しなくてもかまわないのだから。

谷川昌幸(C)

2011/08/15 13:29

カテゴリー: [マオイスト](#), [憲法](#), [政治](#), [民主主義](#)

タグ: [首相](#), [包摂参加民主主義](#), [暫定憲法](#)

[血液型性格判断, 朝日は B 型](#)

朝日新聞「血液型と性格は関係があるのかな？」(8月14日第2面)は傑作だ。この記事を見ると、朝日の血液型が「B型=自己中心的」であることは明白。

すでに幾度か批判したように、血液型性格判断をまじめに推進しようとしたのが、他ならぬ朝日。次の記事をご覧ください。

2008/12/18 [天声人語の血液型性格論](#)

2008/10/16 [血液型優生学を粉砕せよ](#)

2008/06/29 [朝日の血液型優生学](#)

2006/10/08 [カースト差別より危険な血液型差別](#)

朝日は、娯楽記事ではなく、まじめな政治記事や看板コラム「天声人語」の中で、堂々と血液型性格判断を使ってきた。そして、それを知りながら、そしらぬ顔で血液型性格判断を非難する――

「科学的証明はない」

「とんでもないね」

「差別と言われても仕方ないね」

自分で火をつけ、消しにかかる。マッチポンプの見本だ。世論追従、売れさえすればよい。これだから大新聞は信用ならない。ネットの方がまし。ちょっと写りは悪いが、以下が朝日マッチポンプ・イラスト――

<p>旧新進党出身</p>  <p>岡田克也(54)</p> <p>①O型②大阪教育大付編池田高、東大③176cm④映画鑑賞、ドライブ⑤歌わない⑥同じ本を二度読むことはない⑦大器晩成⑧自民党</p>	<p>旧新党さきがけ出身</p>  <p>前原誠司(48)</p> <p>①A型②京都教育大付編高、京大③178cm④SLの写真撮影⑤サザンオールスターズ⑥キッシー種録、男子の本懐⑦天命に生きる⑧日本新党</p>	<p>民主党 「ポスト小沢」 世代の横顔 (敬称略)</p> <p>データの見方</p> <p>①血液型②出身高・大③身長④趣味⑤カラオケでの愛唱歌⑥愛読書⑦座右の銘⑧切当選挙の政党</p>
<p>花青会</p>  <p>野田佳彦(51)</p> <p>①B型②千葉県立船橋高、早大③173cm④路地裏の居酒屋めぐり、格闘技観戦⑤ああ人生に涙あり⑥司馬遼太郎、藤沢周平、山本週五郎⑦コッコツと⑧日本新党</p>	<p>成雲会</p>  <p>枝野幸男(44)</p> <p>①B型②栃本県立宇都宮高、東北大③170cm④カラオケ(中学合唱部で全国優勝)⑤あの鐘を鳴らすのはあなた⑥ローマ人の物語⑦相を持って食しとなす⑧日本新党</p>	<p>成雲会</p>  <p>仙谷由人(62)</p> <p>①A型②徳島県立城南高、東大③164cm④料理とテニス⑤この広い野原いっぱい⑥松本健一「われに万古の心あり」⑦たたけよ、さらば聞かれん⑧社会党</p>

岡田 O 型，前原 A 型，野田 B 型，枝野 B 型，仙谷 A 型
(朝日 2008.6.7)

ニュースがわからん! **ワイド**

血液型と性格は関係あるのかな?

科学的な証明はない。海外では関心が薄いんだ

ホー先生 少生前、辞任 何が注目されたんじや。 いるけど、世界的には珍し
 した大臣が「私はB型で短 A 日本では、個人の性 い。血液型と人間の性格に
 格的」と釈明したら、海外 質を血液型によって決める 関連があるという科学的な
 で一斉に報道されたのお。 血液型性格判断が広まって 証明はないんだ。なのに、

日本でよく言われる主なイメージ(科学的な証明はない)

A型	B型	O型	AB型
きちょうめん	マイペース	おおらか	固性的
神経質	自己中心的	大雑把	二面性
真面目	楽天的	現実的	合理的

The Above: Shirobun

(朝日 2011.8.14)

谷川昌幸(C)

2011/08/14 10:46

カテゴリ: [情報 IT](#), [政党](#), [人権](#)

タグ: [血液型](#), [優生学](#), [朝日新聞](#)

[マオイストの憲法案\(31\)](#)

第6編 行政(1)

第71条 連邦行政権の執行

(1)連邦行政権は大統領にある。

(2)大統領は、内閣(大臣会議)の同意に基づき、統治する。

(3)連邦行政は、ネパール政府の名で執行。

(4)連邦行政権の執行は、付則(5)の連邦リストおよび付則(7)の共同リストに掲げる事項に限定される。

(5)付則(3)によるネパール政府の決定または命令、およびそれに関する文書は、法律に定める方法で認証。

第 72 条 大統領

(1)大統領をおく。

(2)大統領は、国家元首であり、かつ政府首長。

(3)大統領は、ネパール軍の最高司令官。

(4)大統領は、ネパール国とネパール人民統一の象徴。

(5)大統領の憲法遵守義務。

(6)大統領は、ネパール人民、連邦議会および自らの党に対し、責任を負う。

第 73 条 大統領選挙

(1)大統領選挙は、成人普通直接選挙により 5 年ごとに実施。ただし、任期は 2 年以内。

(2)大統領選挙は、全国 1 選挙区とし、有効投票の完全多数 [過半数] をもって当選とする。

(3)(2)による完全多数票獲得者がいない場合、上位 2 候補による再選挙実施。最多得票者が再選挙に立候補しない場合、残りの上位 2 候補による再選挙実施。

(4)再選挙は、初回選挙結果確定後、15 日以内。

(5)大統領当選者のもつ他の政治的役職は、当選により空席となる。

(6)大統領に関する他の事項は法令により規定。

第74条 大統領の権限と職務

(1) 国家元首としての職務

- (a) 法案の認証。
- (b) 特赦等の実施。
- (c) 名誉等の授与。
- (d) 外国大使等の信認状受諾。

(2) 内閣を通して遂行する職務

- (a) 通常の家行政。
- (b) 大臣への職務割り当てと実施命令。
- (c) 行政による通常の家平和と秩序の維持。
- (d) 一般行政職員の家任命。
- (e) 軍の動員，開戦・和平の宣言，非常事態の宣言。
- (f) 政策案，計画，プログラムおよび予算案の家議会提出。
- (g) 政令の発布。
- (h) 行政に関する他の業務。

(3) 議会を通して遂行する職務

- (a) 家諸機関の執行権を担当する役職員の家任命。
- (b) 大使，特別代表，最高裁長官および判事，ならびに総裁 [?] の任命。
- (c) 外交および条約等の締結に関すること。
- (d) 年次計画，予算案等の承認。
- (e) 想定外の事態のための特別プログラムおよび特別予算の要求。

第75条 副大統領選挙

(1) 大統領候補者は，立候補登録の時，本人とは別のカースト，共同体，家族および性の者を副大統領候補として推薦する。

(2) 当選した大統領候補者の推薦していた者が，副大統領となる。

第76条 大統領と副大統領の資格

以下の要件を満たす者は大統領または副大統領の候補者としての資格を有する。

- (a) ネパール市民として生まれた者。
- (b) 35歳以上。
- (c) 連邦議会の議員となる資格を有する者。
- (d) 他の法により欠格とされていない者。

第77条 大統領の解任

(1) 次の場合，大統領は解任される。

- (a) 死去。
- (b) 任期満了。
- (c) 辞職を申し出たとき。
- (d) リコールされたとき。

(e) 議会議員の 1/4 以上により提出された弾劾動議が、議会議員の 2/3 の多数をもって可決されたとき。

(2)(1)により大統領が在職 3 年 6 月以内に解任されたときは、副大統領が次の大統領選挙の実施日を解任後 6 月以内のいずれかの日に定める。

(3)大統領が、3 年 6 月以上在職後、(1)により解職されたときは、副大統領が残存期間、大統領の職務を遂行する。

第 78 条 リコール

(1)各州の 10%以上の有権者は、署名を添え、大統領リコール動議を提出できる。

(2)選挙管理委員会は、リコール動議を 2 ヶ月以内に確認し、要件を満たしておれば、確認後 7 日以内にそれを議会に送付。

(3)議会が 2/3 の多数をもってそのリコール動議を可決したとき、大統領は解任される。

第 79 条 副大統領の解任

(1)以下の場合、副大統領は解任。

- (a) 死去。
- (b) 任期満了。
- (c) 辞職願提出。
- (d) 大統領弾劾動議が可決されたとき。

■コメント [一部修正 8 月 14 日]

大統領制 マオイスト憲法案は、人民直接選挙による大統領を国家元首とする「大統領制」である。大統領は、国家元首であり、国家と人民(国民)統一の象徴であり、そして国軍最高司令官である。

大統領権限の制約 大統領は、議会と内閣を通して立法権と行政権を行使する。また、大統領には任期があり、弾劾やリコールもある。

国王以上の大統領権限 しかし、その反面、法案の認証、非常事態の宣言、軍の動員と指揮などの重要な大統領権限については、具体的にはどこまでが大統領の裁量の範囲内かは、この規定だけでは分からない。

実際には、人民直接選挙が大統領に強力な正統性を付与し、大統領独裁となる恐れもある。運用にもよるが、大統領は1990年憲法の国王以上の権限を行使しようと思えば、十分に行使できるとみてよいであろう。

出身政党への責任 この大統領規定の中で、特に興味深いのは、大統領が、人民と議会に対してばかりか、自分の出身政党にたいしても責任を負うこと(第72条2)。共産党の一党独裁なら、この規定も分からないではないが、マオイスト憲法案は多党競争制民主主義を採っている。なぜ、このような奇妙な規定を置いたのか？ 多党競争制は建前で、本音は人民独裁(共産党独裁)とすると、つじつまは合う。

コミューナル大統領制 それと、もう一つ、いかにもマオイストらしいと感心するのが、副大統領候補の決定方法。第75条(1)によると、副大統領は大統領とは別の社会的属性をもつ人物でなければならない。

(例) ●大統領候補者 男 バフン ヒンドゥー教徒
▼副大統領候補者 女 ネットワール キリスト教徒

これは面白い。「コミューナル大統領制」といってもよいだろう。

「国民代表」の否定 このように、マオイストの包摂参加民主主義、権力分有民主主義は、「国民代表」の理念を完全に否定してしまう。

全国 1 選挙区から人民直接普通選挙で選出される大統領ですら、「出身政党代表」であり、「コミューナル代表」である。「カースト代表制」と言い換えてもよい。「国民代表」などという、ブルジョア的・保守反動的な民主主義理念は完全に粉砕されている。

痛快ではある。ではあるが、「人民代表」は、裏口からこっそり引き入れられている。コミューナル政治か、人民独裁か、という選択であろうか？

無責任な部外者にとって、これはあまりにも面白すぎるが、こんなことをやっていては、收拾がつかなくなるのではないか？ コミュニズムが強化され、アイデンティティ政治が制御できなくなり、大混乱の末、一発大逆転で人民独裁の到来。そんなことになりかねない。

2011/08/13 11:50

カテゴリー: [マオイスト](#), [憲法](#)

タグ: [コミュニナリズム](#), [リコール](#), [独裁](#), [議院内閣制](#), [国民代表](#), [大統領](#)

[マオイストの憲法案\(30\)](#)

第5編 国家の階層構造と国家権力の配分(3)

第68条 連邦機関間の紛争解決

(1)州評議会の設置。連邦と州または州と州の間の紛争の予防または解決、ならびに未解決問題の連邦議会への通知。

[委員] 行政府の長(議長), 連邦内務大臣, 連邦財務大臣, 各州の首長

(2)評議会は, 必要に応じ, 連邦大臣および副大臣を会議に招聘。

(3)評議会規則は法律により定める。

(4)評議会が適当と認める事項は連邦議会で解決。

(5)(4)による紛争解決手続きは連邦法により定める。

(6)(4)により解決できない場合, または連邦議会が適当と認める場合は, 連邦政府が人民投票を実施。

(7)人民投票は, 州内または州間紛争については州レベル, 全国的紛争については国家レベルで実施。

(8)人民投票に関する他の規則は連邦法により定める。

(9)州と地域レベル自治体, 州と特別機構, または地域レベル自治体と特別機構もしくは特別区等, の間の紛争は, 連邦議会が解決。

(10)(9)による紛争解決手続きは, 州議会制定法による。

(11)憲法規定リストまたは憲法解釈に関する連邦諸機関の間の紛争は、連邦議会が解決。

(12)地域自治体と地区または特別機構の間の紛争は、州議会が解決。

第 69 条 自決の権利

(1)アディバシ、マデシを含む被抑圧集団は、抑圧抵抗手段としての自決の政治的権利を有する。また、文化、宗教、言語、教育、情報、コミュニケーション、健康、居住、雇用、社会保障、財政サービス、商業、土地および環境資源利用に関する自決権をも有する。

(2)(1)による自決権の行使は、主権、自由、統一および地域統合を損なってはならない。

第 70 条 政治的優先権

(1)被抑圧民族/共同体を基礎とする州では、政党は、選挙および州設立の際、州内多数派たる被抑圧民族/共同体の成員に主要機関への優先権を与えなければならない。ただし、この優先権は2期または10年で失効。

(2)自治区内多数派の被抑圧民族／共同体は、自治区主要機関への政治的優先権を持つ。ただし、この優先権は2期または10年で失効。

■コメント

第 68 条は、連邦内の各レベル政府間の紛争解決方法の規定。統治機構が多層化しているので、紛争続出となりかねない。しかも、ここでは言及されていないが、行政部・立法部で解決できない場合は、当然、裁判所に持ち込まれ、司法的解決となるのであろうが、司法部も複雑化するはずなので、効果的な紛争解決が期待できるかどうか、はなはだ疑問である。

第 69 条は、少数派の民族や共同体への広範な自決権の付与。これまでの理不尽な抑圧を考えると、大幅な自治権の付与は当然ともいえるが、その一方、これは「集団の権利」の承認であり、集団内の「個人の権利」との調整が難しくなる。一種の「新しいカースト制」となりかねない。

また、(2)項では、主権や地域統合を損なわない限り、との条件が付されており、解釈次第で自決権はいかようにでも制限できる可能性もある。

第 70 条(1)は、被抑圧民族ないし共同体を中心に設立された州における、彼らの政治的優先権の規定。州設立時の選挙や主要機関選任において、被抑圧民族や共同

体に政治的優先権を与えることを、政党に義務づけている。ただし、州設立後2期または10年以内。

(2)も、同様のことを、自治区について規定しているが、これは政党への義務づけではなく、主要機関への被抑圧民族ないし共同体の優先権だけを定めている。この優先権も2期または10年以内。

以上のような政治的優先権は、包摂参加民主主義ないし権力分有民主主義から導かれるものだが、ここでも今度は当該の州や自治区内の少数派の権利が問題となる。

これは難しい問題であり、実際には、個々の具体的事例での試行錯誤を通して政治的に妥当な線を探っていくしか方法はあるまい。具体的な政治的実践(practice)による**実践知**の歴史的形成である。

谷川昌幸(C)

2011/08/11 11:34

カテゴリー: [マオイスト](#), [憲法](#), [民族](#), [人権](#)

タグ: [アディバシ](#), [マデシ](#), [連邦制](#), [自決権](#), [自治権](#), [人民投票](#)

[長崎被爆66周年と平和運動](#)

8月9日午前、平和公園に行き、平和祈念行事に参加した。

1. 長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典

長崎市主催の「平和祈念式典」は、例年通り、平和祈念像前の広場で開催された。10時半頃行くと、すでに満員で入場できないとのこと。例年そのような規制はなく、今日も外から見ると、空きスペースがかなり見られた。

入場拒否された人々の噂では、今年は米国主席公使が参列するので警備が強化され、一般参列者が閉め出されたとのこと。あくまでも噂だが、ありそうな話だ。



入場拒否された参列者た

ち

そもそも、この公式「平和祈念式典」はケツタイな式典だ。[以前にも指摘したように](#)、「平和祈念像」は、多くの人にとって威圧的な偶像としか見えない。その

偶像に向かって参列者一同が頭を垂れ，祈る。これは異様だ。



三角形は威圧象徴図形

式典終了後、平和祈念像前の献花を見ると、特等席に各政党や国家機関の名前が並んでいる。なるほど公式行事とは、このようなものなのだ。



平和祈念像前の献花

それと、もう一つ解せなかったのは、おびただしい数のミネラルウォーター（500ml ペットボトル）とオシボリを無料で配布していたこと（例年のこと）。タダほど高いものはない。省エネを叫びつつ、なぜこんなムダな大盤振る舞いをするのだろうか？

2. 浦上教会「平和祈念祭」

平和祈念像前の平和式典は、あまりに生臭く、騒々しすぎる。被爆犠牲者のことを思い起こし、静かに平和を祈るには、別の場所、たとえば近くの浦上天主堂の方がはるかによい。

浦上天主堂の「平和祈念祭」は、11時少し前から始まり、原爆投下の11時2分、参列者全員が黙祷し、犠牲者の霊の平安と、今後の平和を静かに祈った。

そう、原爆は、キリスト教国アメリカにより、日本カトリックの聖地、浦上の、このカトリック教会の上に投下されたのだ。一瞬にして、多くのカトリック信者が犠牲になった。この教会も破壊された。

カトリック信者ではない私にも、参列されている信者の方々の静かな祈りに秘められた重さと深さが、ひしひしと感じ取れた。祭壇左には、「平和の祈り もっと強く、もっとやさしく」と掲げられていた。祈りとは、本当はこのようなもの

であるはずなのだ。



浦上天主堂と被爆石像

3. 爆心地公園の平和集会

浦上天主堂での「平和祈念祭」終了後、爆心地公園に行った。例年、ここでは様々な団体、グループが平和集会を開いているのだが、その熱意は年々低下し、今年は閑散としていた。

運動の持続には、合理的理性の力だけでは無理であり、心情を深くとらえる情念の支えが不可欠だ。

カトリック教会の強味は、そのような人間の弱さをよく理解し、様々な制度や装置を総動員して心情に訴えかけ、情念の力で人間を支えていくところにある。長い伝統に裏付けられた本物の権威の力と言い換えてもよいだろう。

では、非戦・反核平和運動は、どのようにして人々の心情に訴えかけ、運動を持続発展させていけばよいのであろうか？ これは難しい。

一つ確かなのは、「平和祈念像」では無理であろうということである。平和祈念像は、「救い」や「やさしさ」ではなく、上からの「威圧的支配」を思わせる。ましてや、その前に生臭い国家権力機関や政党が麗々しく献花し、会場をおびた

だしい数の警官が取り囲んでいては、平和祈念像は権力支配の象徴と化しかねない。

非戦・反核平和運動を継続発展させるための持続的情念を生み出しうるもの——「市民宗教」を求めた民主主義者ルソーに習うならば、それは「平和宗教」ということになるのであろうか？



閑散たる爆心地公園(1)



閑散たる爆心地公園(2)

谷川昌幸(C)

2011/08/09 21:39

カテゴリー: [平和](#)

タグ: [カトリック](#), [長崎](#), [非戦](#), [核兵器](#), [浦上](#)

[マオイストの憲法案\(29\)](#)

第5編 国家の階層構造と国家権力の配分(2)

第62条 州の設立

(1)カースト，言語および地域を基準として，12の自治州を設立。

(2)州の名称と区画は付則(1)による。

(3)州名称の変更は，州議会が2/3の多数をもって決定し，これを連邦議会が2/3の多数をもって承認する。

(4)もし州名称変更が連邦議会で否決された場合は，当該州で住民投票を実施。

(5)州の合併や州境変更は当該州議会が2/3の多数をもって決定し，これを連邦議会が2/3の多数をもって承認する。

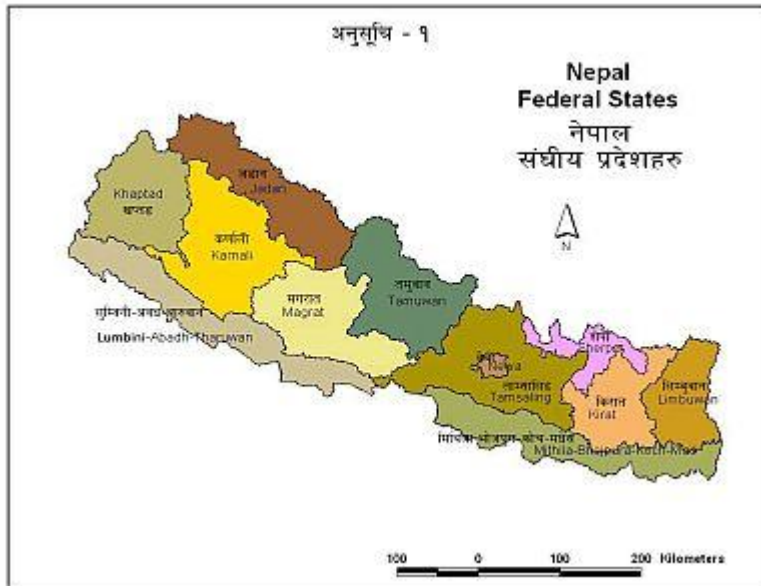
(6)(5)について，連邦議会の承認が得られないときは，当該州で住民投票を実施。

(7)(5)および(6)について住民投票が実施された場合，連邦議会は必要な憲法改正を実施。

(8)(3)(4)(5)および(6)に関する規定は，連邦議会で制定。

(9)州都は付則(1)による。州都変更は当該州の議会が決定。

▼付則(1)の連邦区画図



第 63 条 連邦の首都

(1)連邦の首都は連邦政府が決定。

(2)首都は連邦議会の 2/3 の多数をもって変更できる。

第 64 条 地域自治体および地区の設立

(1)地域レベルの政府は、村評議会（ガウンパリカ）と市。

(2)州内の自治体の数と区画の基準は、連邦政府が決定。住民の均質性、地理的・行政的利便性、人口密度、交通、自然資源、文化および共同体を考慮する。

(3)州内自治体の名称、数、区画は州議会が 2/3 の多数をもって決定。

(4)州政府設立後、1 年以内に州内自治体を設立。

(5)(1)の自治体設立までは、現行自治体が存続。

(6)その他、必要な規則は州法により制定。

第 65 条 特別機構に関する規定

(1)州内のアディバシもしくは言語集団の集住地区または人口密集地は、自治区とする。

(2)極小集団，文化地区，周縁化されつつある民族集団については，民族性/共同体を保護育成するため，その地域を保護区とする。州内の地区についても同様とする。

(3)その他，(1)(2)に含まれない社会的・経済的低開発地区は，特別区とする。

(4)自治区委員会の設置。

(5)自治区の名称と数の変更は，州議会が 2/3 の多数をもって決定し，連邦議会が 2/3 の多数をもって承認する。

(6)州議会は，2/3 の多数をもって，(2)(3)に定める保護区および特別区を設立できる。

(7)自治区，特別区および保護区に関する他の規定は，州法により定める。

第 66 条 連邦，地域自治体および特別機構の間の権限配分

(1)連邦＝付則(5)に掲げる権限。および，それらにかかる連邦法。

(2)州＝付則(6)に掲げる権限。および，それらにかかる州法。

(3)付則(7)の共通リストについては，連邦議会制定の基準に基づき，州議会が必要な州法を制定。

(4)連邦と州は，(1)または(2)の立法権の他に，憲法の定めるところの行政権と司法権を有する。

(5)地域レベル自治体の権限は，付則(8)による。地域法は州法の範囲内。

(6)地域の選挙制評議会は，立法権の他に行政権と司法権を有する。

(7)特別機構としての自治区の権限は，付則(9)による。自治区法は，州法の範囲内。

(8)自治区は，立法権の他に行政権と司法権を有する。

(9)自治区またはアディバシは，連邦および州の政策決定・施行の場への強制的代表の権利を有する。

(10)特別区および保護区の権限は，州法による。

(11)州政府は、(5)(7)に加え、他の権限をも地区レベルおよび特別機構の自治体に付与することが出来る。

(12)連邦議会は、ここに規定するもの以外にも、他の必要な法律を制定することが出来る。

■コメント

マオイスト憲法案第 62～66 条は、「連邦—州—市・村／自治区・保護区・特別区」の区画方法と権限配分を規定している。

しかし、あまりにも複雑なため文章化はあきらめ、付則に一覧表記されている。付則(5)連邦、付則(6)州、付則(8)市、村、付則(9)自治区。

たしかに、マオイストの意気込みはよく理解できる。全包摂・権力分有民主主義の理念に従い、民族や共同体ごとに地域割りをし、それぞれに最大限の自治権を与える。多元的・多層的権力分割・分有だ。

しかし、こんな複雑な統治システムが本当に機能するか？ たとえば、もっとも基本的な州の区画ですら、利害対立で議論が紛糾、合意はほぼ絶望的である。連邦制については、次の拙稿参照：

[谷川昌幸「連邦制とネパールの国家再構築」](#)

谷川昌幸(C)

2011/08/08 08:41

カテゴリ：[マオイスト](#)、[憲法](#)

タグ：[連邦制](#)、[自治区](#)、[包摂参加民主主義](#)、[権力分有](#)、[民族自治](#)

[インド謹製ネパール新憲法](#)

毎度お騒がせの労農党ローヒット議長によれば、ネパール新憲法はインドで起草されており、もちろんヒンディー語だという(Telegraph, Aug5)。

ネパール憲法を起草しているのは、インド政府御用達 INGO「防衛研究分析所」とのこと。眉唾だが、ありそうな話だ。

もしインド製ヒンディー語ネパール憲法がネパールに押しつけられるなら、英語版マッカーサー憲法を押しつけられた敗戦後日本とよく似た状況となる。

押しつけられようが、内容がよければよい、という屁理屈がネパールにも必要になるかどうか？ もしそのようなことになれば、「押しつけ憲法」60年余の伝統をもつ日本の護憲派理論を、ネパールの人々に伝授して差し上げたいと思っている。

テレグラフ記事(8月5日)は、写真のセンスもよい。



防衛研究分析所



谷川昌幸(C)

2011/08/07 09:35

カテゴリー: [インド](#), [ネパール](#), [憲法](#)

タグ: [IDSA](#)

辞任カードの切れ味, 日ネ首相

菅首相とカナル首相が、ともに辞任カードを切り、想定外の粘り腰を見せている。世間では権力にしがみついていると評判が悪いが、私は、前述のように、そうは思わない。しかし、自覚的に辞任カードを切り政治的に使用している点では、カナル首相の方がはるかに上だ。

1. 菅首相辞任カードと、利用すらできない反原発派

菅首相は、政界四面楚歌にもかかわらず、首相の職にとどまり、闘っている。どこまで自覚的に辞任カードを切り、それを脱原発への転換のため政治的に利用しようとしているかは分からないが、少なくとも外見的にはそのように見えないこともない。権力者は本来孤独なものだ。菅首相も、たとえ十分自覚的ではないにせよ、ともかく、その孤独の恐怖に耐えることにより、かなり政治家らしくなってきた。

ところが、これとは対照的に、政治的に未熟なのが、反原発派。いま脱原発のため菅首相を支持するという声を上げれば、民衆の生活実感としての反原発感情を味方につけることが出来るのに、そのような動きはほとんど見られない。政官財に操作されたマスコミや「世論」の「菅おろし」に幻惑され、菅首相支持の声を出す勇気がない。これでは、いずれ原発維持の御用「世論」に圧倒され、政治的に敗退していかざるをえないだろう。

2. カナル首相の辞任カード

菅首相に比べ、カナル首相の辞任カード利用は、はるかに自覚的だ。菅首相のお手本になる。

(1)制憲議会任期, 8月末

カナル首相の辞任カードは、8月末の制憲議会 (CA)任期切れを睨んだものだ。

8月末までにマオイスト人民解放軍 (PLA)の処遇を決め、新憲法を制定しないと、残された選択肢は、CA再延長か、無議会暫定政府設立か、(軍または王族の)クーデターか、あるいはアナーキーかということになる。

しかし、実際には、包括和平協定(2006年11月)による停戦から5年弱、CA成立(2008年5月)から3年3ヶ月経過しており、CA再延長にも無議会暫定政府設立にも十分な合理的根拠がない。ましてやクーデターやアナーキーは容認できない。状況は切羽詰まっている。

一方、幾度も指摘したように、CAは600人もの大議会。議員とその係累はおびただしい数に上る。CA自体が巨大な特権集団であり、本音では、既得権益を失う恐れのある選挙などやりたくない。CA議員の大多数の本音は現状維持とみてよい。

(2)カナル首相、8月13日辞任カード

この切羽詰まった、身動きのとれない状況を見据え、カナル首相は、平和プロセスと憲法制定への明確な具体的合意が出来なければ、8月13日までに辞任すると明言した。

CA任期切れを恐れる最大与党マオイストにとって自分以上に好都合な首相候補はいないはずだという計算にたった、カナル首相の政治的カケである。

(3)マオイスト、バブラム・バタライ首相案提示

これに対し、マオイストのプラチャンダ議長は、バブラム・バタライ副議長を首相とする挙国内閣の設立を提案した。もし कांग्रेस党と UML 内反カナル派が同調すれば、バタライ首相誕生となる。

プラチャンダ議長は優れた政治家であり、バタライ首相誕生の可能性はかなり高い。もしマオイストを首相とする挙国内閣が成立すれば、PLAの処遇も決着し、平和プロセスは大きく前進し始めるであろう。

しかし、マオイスト政権には、拒絶反応も強い。最大の抵抗は PLA の統合先の軍。次に、マオイスト人民戦争に手を焼くお隣のインドであろう。軍やインドのことを考えると、バタライ首相の実現も容易ではない。

カナル首相の辞任カードは、切羽詰まった状況で、結局は自分しか残らない、という読みによるものであろう。今後どうなるかは、むろんまだ分からない。

3. 辞任カードの切れ味

状況は異なるが、日ネ両国首相は、最後の手段としての辞任カードにより難局を乗り越えようとしている点では同じである。

しかし、カナル首相が自覚的にカードを切っているのに対し、菅首相はオドオドしながら辞任カードを手にはしていない。

政治家として立派なのは、むろんカナル首相の方である。政治の領域では、残念ながら日本はまだ LDC(後発途上国)なのである。

* Rising Nepal, Aug.4; Republica, Aug.6.

2011/08/06 15:51

カテゴリー: [議会](#), [政党](#), [政治](#)

タグ: [菅](#), [Khanal](#), [Prachanda](#)

マオイストの憲法案(28)

第 5 編 国家の階層構造と国家権力の配分(1)

第 59 条 定義

- (a)連邦＝最上位レベル。連邦制ネパールの総体。
- (b)州＝ネパールを構成する州。
- (c)地域レベル＝州内の村と市。
- (d)特別機構＝州内の自治区、特別区、保護区
- (e)自治区＝特定の民族もしくは共同体または言語集団の集住する州内の地区。
- (f)保護区＝小集団、極度に周縁化された民族集団、共同体および文化地域の保護育成のため設定される州内の地区
- (g)特別区＝(e)または(f)以外の地区で経済的社会的に低開発の地区。
- (h)国家権力＝国家の行政権、立法権および司法権。
- (i)リスト＝連邦、州、地域および特別機構の下に設定される自治区が行使する憲法上の具体的権利のリスト。

第 60 条 国家の階層構造と国家権力の形態

- (1)ネパールの国家権力は連邦、州、地域および特別機構が行使。
- (2)連邦、州、地域および特別機構は、ネパールの国民統一、統合および主権、国の長期的利益、総合的開発、多党競争制民主主義および比例的・包摂的代表の権利を遵守。
- (3)自治区の先住民族のアイデンティティと自治の保障。

第 61 条 連邦制ネパールの階層構造

- (1)連邦制ネパールの基本構造は、連邦、州および地域の 3 階層からなる。
- (2)連邦と州には、立法部、司法部および行政部を設置。
- (3)地域政府には、本憲法付則 8 により地域法に基づき権限を行使する立法権、行政権および司法権をもつ選挙制評議会を設置。

(4)(1)の他に、州内に自治区、特別区および保護区を設置。

(5)自治区には、本憲法付則7により地域法に基づき権限を行使する立法権、行政権および司法権をもつ選挙制評議会を設置。

——以上のように、マオイスト憲法案の統治構造はきわめて複雑であり、しかも自治権が各レベル政府(自治体)に大幅に認められている。地域レベルの村や市には立法権、行政権の他に、司法権すら認められている。

その一方、ここでも国民統合や国家主権が明記されており、運用次第で、分権的とも中央集権的ともなりうる。

また、このような複雑な統治制度を実際に効率的に運用できるかどうか、はなはだ疑問である。

谷川昌幸(C)

2011/08/05 08:45

カテゴリー: [マオイスト](#), [憲法](#)

タグ: [連邦制](#), [自治](#), [民族](#)

[駐日大使にマダンクマール・バタライ氏, 閣議決定](#)

ネパール政府は7月27日、Madan Kumar Bhattarai氏を次期駐日大使とすることを閣議決定した。バタライ氏は、外務次官。現駐日大使のGanesh Yonjan氏の任期は、11月12日まで。

しかし、議会は、「審理手続き規則2065」の改正手続き中を理由に、この大使人事の承認を留保している。

ヨンジャン大使の任期はまだあるのに、早々と次期駐日大使を閣議決定したのは、議会任期切れに伴う混乱の前に、現有権限を行使してしまいたいといった思惑が働いたからではないだろうか。

国家でもどこでも、人事こそが最大の権力行使である。

谷川昌幸(C)

2011/08/04 09:14

カテゴリー: [外交](#)

タグ: [大使](#)

マオイストの憲法案(27)

第4編 国家の指導原則と政策および責任(2)

第54条 国家の指導原則と政策

国家は、以下の指導原則と政策に従う。

- (1)参加人民共和国の建設。全包括的、比例的および直接的民主主義。自決権と自治権。社会主義志向(socialism-oriented)社会。多党競争制民主主義。
- (2)社会主義志向経済。半封建的・半植民地的搾取の除去。全人民による各種資源平等利用。国内産業優遇。国民経済の独立。外国資本の規制。
- (3)カースト制、父権制および他のあらゆる形の差別・憎悪・不寛容の除去。
- (4)自然資源の農民・労働者による私的所有と共同体所有。封建的生産関係の廃止、科学的生産関係の確立。
- (5)生産、通商、分配および消費における漸進的な機械化・自動化。地区・地域・国家の持続可能な調和的開発。ヒマラヤ山麓の生態系保護。
- (6)外国の資本や技術は国民の必要により導入。国内の労働、資源、知識、技術および市場の優先。国際法および人権を尊重しつつ社会主義志向生産関係を発展させる。
- (7)革命的土壌改革。「土地を耕作者に」
- (8)水資源、水力発電および他のクリーン・エネルギーへの内外資本の競争的投資。河川利用における沿岸諸国との協力およびネパールの優先権。水資源や水力発電は国内市場優先。
- (9)教育、健康、雇用、食料主権および住居に対する人民の基本的諸権利の確立。

- (10)心身障害者，孤立者，老人，周縁的少数民族などへの社会保障。
- (11)水資源，水力発電，通信，交通，産業および農業への外国資本投資については，国内資本過半とし，中央・地域・地区の人々に決定の優先権を与える。
- (12)外交の原則は，非同盟・中立・世界平和。
- (13)通商および商品通過の自由保障。
- (14)国家遺産・世界遺産の保護。
- (15)経営参加は労働者の基本的権利。
- (16)すべての自然資源は国家所有。
- (17)製品，交換，分配および消費に関するすべての資源は，国家，集団，協同組合または個人が所有。
- (18)機械化・自動化のための専門技術教育。
- (19)国家の独立維持，豊かな社会の建設，および速やかな社会・経済改革のための青年動員。

第 55 条 国家の責任

- (1)基本的諸権利，国家の指導原則と政策，および本憲法の他の諸規定の速やかな実行。
- (2)国内・国外の差別，搾取および抑圧の除去のため法的・政治的・司法的対策を講じる。
- (3)真実和解委員会の設立。紛争犠牲者とその関係者のための救済，補償，治療およびリハビリ。加害者の処罰。
- (4)人権規定および労働関係条約の施行のため，立法・行政・司法その他において必要な施策を実施し，そのための予算を割り当てる。
- (5)国家と人民のため，必要な条約の見直し，および新条約の締結を行う。重要条約については，国民投票。

第 56 条 報告書の提出

国家元首は、本編の実施状況を報告。

第 57 条 監査

本編の実施状況に関する監査委員会を設置。

第 58 条 法廷質問

(1)すべての市民、組織および関係共同体・地域・地区は、本編に関する訴えを裁判所に提起する権利を有する。

(2)本編に関する最終審は最高裁。

——政治、社会、経済に関する包括的な原則規定であり、特に、弱者保護と「社会主義志向」が目を引く。これらはマオイストの一貫した基本政策である。

一方、詰めの甘さも見られる。たとえば、真実和解を唱えながら、加害責任者の厳罰を要求しているが、処罰は真実和解と原理的に相容れない。

また、この第 4 編の諸規定についても、裁判所に提訴できると明記されている。しかし、もしそのようなことをすれば、裁判所は議会とほとんど変わらないものになってしまう。人民から直接選ばれてはいない裁判官が、抽象的な憲法規定に基づき、政治的事柄を含む広範な諸問題について審理し判決をくだす。そのようなことが、本当に可能であり、また民主的なのであろうか？

全体として、この第 4 編は、たしかに意欲的ではあるが、実効性の点では疑問が多いといわざるをえない。

谷川昌幸(C)

2011/08/02 15:17

カテゴリー: [マオイスト](#), [憲法](#)

タグ: [社会主義](#), [指導原則](#)